

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付要綱（国土交通省）

平成 26 年 2 月 28 日

平成 30 年 3 月 30 日 最終改正

（通則）

第 1 条

福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号通知。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け復本第 271 号・警察庁甲官発第 56 号・25 文科政第 91 号・厚生労働省発会 0228 第 5 号・25 農振第 2068 号・国官会第 2894 号通知。以下「実施要綱」という。）第 1 の 3 に規定する生活拠点形成事業等であつて国土交通大臣が所管するものに係るもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内で交付するものとし、制度要綱、実施要綱、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）、福島復興再生特別措置法施行令（平成 24 年政令第 115 号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成 24 年復興庁令第 3 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第 2 条

交付金は、福島県、法第 45 条第 1 項に規定する避難先市町村又は法第 44 条第 1 項に規定する避難元市町村その他の地方公共団体（以下「福島県等」という。）に交付金を交付し、法第 45 条第 1 項に規定する生活拠点形成事業計画（以下「生活拠点形成事業計画」という。）に基づく法第 46 条第 1 項に規定する生活拠点形成交付金事業等のうち国土交通大臣が所管するものに係るもの（実施要綱第 8 の 1 の基金を造成して実施する事業等を除く。）を実施することを目的とする。

（交付先）

第 3 条

交付金は、福島県等の長に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付期間)

第4条

交付金を交付する期間は、生活拠点形成事業計画に記載された計画期間とする。

(交付対象事業)

第5条

交付対象事業は、実施要綱第2の1に規定する基幹事業のうち実施要綱別表A-1からA-4まで及びF-1からF-3までに掲げるもの（以下単に「基幹事業」という。）及び実施要綱第2の2に規定する避難者支援事業等（以下単に「避難者支援事業等」という。）とし、交付対象事業の細目については附属編において定めるものとする。

(交付額)

第6条

- 1 国土交通大臣は、実施要綱第5により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第4により福島県等に通知された交付可能額以内で、生活拠点形成事業計画に掲げる交付対象事業に要する費用を福島県等に交付する。
- 2 交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、福島県等ごとに次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省交付限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{国土交通省交付限度額} = (X + Y)$$

ここで、X、Yは、それぞれ

X：基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

Y：避難者支援事業等に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式により算定した額とする。なお、国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属編において定めるものとする。

$$X = \sum_{i=1}^m \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A_i ：事業*i*の当該年度の事業費（事務費を除く。以下同じ。）

α_i ：事業*i*に係る基本国費率

a_i ：事業*i*の当該年度の事業費のうち国及び福島県等以外の者（民間事業者等）が負担する額

m ：事業の数

$$Y = \sum_{j=1}^n B_j \times \beta_j$$

B_j : 事業 j の当該年度の事業費

β_j : 事業 j に係る国費率 (8/10)

n : 事業の数

(年度間調整等)

第7条

- 1 要素事業 (生活拠点形成事業計画に記載された個々の基幹事業又は避難者支援事業等をいう。以下同じ。) に対する毎年度の交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された額 (以下「要素事業交付限度額」という。) を超えないものとする。

$$\text{基幹事業に係る要素事業交付限度額} = (A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2})$$

A_i : 事業 i の当該年度の事業費

α_i : 事業 i に係る基本国費率

a_i : 事業 i の当該年度の事業費のうち国及び福島県等以外の者 (民間事業者等) が負担する額

$$\text{避難者支援事業等に係る要素事業交付限度額} = B_j \times \beta_j$$

B_j : 事業 j の当該年度の事業費

β_j : 事業 j に係る基本国費率 (8/10)

- 2 交付金の交付後、要素事業の進捗の状況により、事業費の実績額に基づいて前項の規定により算出される要素事業交付限度額が、交付された金額と異なることとなったときは、交付された金額から事業費の実績額に基づいて算出される要素事業交付限度額を控除した額 (第4項において「差額」という。) は、次年度以降の要素事業交付限度額の算定において調整することができる。
- 3 前項の場合において、要素事業に要する費用の総額について国費と地方費の割合を定め、要素事業ごとの国費の割合を固定しないことができることとする。
- 4 第2項の規定による調整は、次年度以降の当該要素事業の要素事業交付限度額から差額を控除することにより行う。
- 5 前項の場合において、次年度以降の国土交通省交付限度額は、前条第2項によって算定された国土交通省交付限度額から前年度の年度間調整額 (要素事業ごとの差額の合計額をいう。) を控除したものとする。

(交付申請等)

第8条

- 1 交付金の交付の申請は、福島県等の長が交付申請書を、実施要綱第4の規定による交

付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出して行うものとする。

- 2 福島県等の長は、交付対象事業のうち当該福島県等が交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

(指導監督交付金)

第9条

国は、都道府県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

(交付金の経理)

第10条

交付金事業者（交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する福島県等及び福島県等からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。）及び指導監督交付金の交付を受けた都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

(監督等)

第11条

- 1 国土交通大臣は福島県等に対し、福島県等の長は当該福島県等が補助する間接補助事業者（福島県等からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。以下同じ。）に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助することができる。
- 2 国土交通大臣は福島県等に対し、福島県等の長は当該福島県等が補助する間接補助事業者に対し、その施行する交付対象事業につき、交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

(その他)

第12条

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 2 月 28 日から施行し、平成 25 年度補正予算（第 1 号）から適用する。

(旧要綱の廃止等)

- 2 長期避難者生活拠点形成交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 24 日付け国官会第 347 号通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の旧要綱に基づく平成 25 年度当初予算に係る長期避難者生活拠点形成交付金（旧要綱第 1 条に規定する交付金をいう。次項において同じ。）の交付については、旧要綱は、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施要綱附則第 2 項の規定の適用がある場合は、旧要綱に基づく長期避難者生活拠点形成交付金の交付は、この要綱に基づく交付金の交付とみなして適用する。

附 則 （平成 27 年 5 月 7 日付け国官会第 322 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日付け国官会第 32 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日付け国官会第 38 号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附属編 交付対象事業及び国費の算定方法

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付要綱（国土交通省）（以下単に「交付要綱」という。）第5条に規定する交付対象事業（国土交通大臣が所管するものに限る。以下同じ。）の細目については、この編の定めるところによる。

また、交付要綱第6条に規定する国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）はこの編に定めるところにより算定するものとする。

1 災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）

1. 交付対象事業

災害公営住宅整備事業等対象要綱（平成24年1月10日付け国住備第199号・国住心第88号）に規定する災害公営住宅整備事業等を交付対象事業とする。

2. 災害公営住宅整備事業等に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、災害公営住宅整備事業等対象要綱第4条の表の(イ)欄に掲げる事業ごとに、 A_i を(ロ)欄に掲げる費用の額とし、 α_i を(ハ)欄に掲げる率とし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては a_i を当該負担に係る額（ A_i に(ニ)欄に掲げる率を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。）とする。

2 災害公営住宅家賃低廉化事業

1. 交付対象事業

災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱（平成18年3月27日付け国住備第127号）に規定する災害公営住宅家賃低廉化事業を交付対象事業とする。

2. 災害公営住宅家賃低廉化事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱第2第1号に掲げる住宅ごとに、 A_i を災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱第4に掲げる一の住宅の家賃の低廉化に係る対象額（以下「対象額」という。）とし、 α_i を同要綱第4に掲げる対象額に乘じる係数に2分の1を乗じた数値とする。

3 東日本大震災特別家賃低減事業

1. 交付対象事業

東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱（平成 24 年 1 月 10 日付け国住備第 200 号）に規定する東日本大震災特別家賃低減事業を交付対象事業とする。

2. 東日本大震災特別家賃低減事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、 A_i を東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱第 6 条に掲げる対象額とし、 α_i を 2 分の 1 とする。

4 公営住宅等ストック総合改善事業

1. 交付対象事業

公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日付け国住備第 38-3 号）に規定する公営住宅等ストック総合改善事業並びに住宅地区改良事業等対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日付け国住整第 38-3 号）に規定する改良住宅ストック総合改善事業及び改善推進事業を交付対象事業とする。

2. 公営住宅等ストック総合改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定にあたっては、公営住宅等ストック総合改善事業によるものは、 A_i を公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱第 5 に規定する個別改善事業、第 6 に規定する全面的改善事業及び第 8 に規定する移転事業に係る対象額とし、 α_i を 100 分の 45 とし、民間事業者等において負担を生じる場合にあっては a_i を当該負担に係る額（ A_i に 3 分の 1 を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。）とする。ただし、地方公共団体による民間事業者等に対する補助額が A_i に 3 分の 2 を乗じた額以下のとき、当該補助額に 100 分の 45 を乗じた額を、 A_i で除した数値を α_i とする。改良住宅ストック総合改善事業によるものは、 A_i を住宅地区改良事業等対象要綱第 4 第 6. に規定する個別改善事業及び全面的改善事業に係る費用並びに第 8. に規定する移転促進及び仮住居等借上に要する経費（耐震改修に伴うものに限る。）とし、 α_i を 2 分の 1 とする。

5 道路事業

1. 交付対象事業

地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 56 条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町

村道の新設、改築又は修繕に関する事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。

- 1 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
- 2 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。

2. 道路事業に係る基礎額

新設に関する事業に係る A_i は当該年度の事業費とし、 α_i は表 5-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率とする。

表5-1

事業	率
道路法第50条第1項に規定される事業	道路法第50条第1項に定める負担の割合
道路法第56条に規定される事業	道路法第56条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和34年政令第17号）第1条第3項第1号及び第2号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第3項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第2条第2項第1号及び第2号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第2条第2項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和23年法律第282号）第1条第1項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和24年政令第61号）第1条第2項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第7条第1項に規定される事業	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表（第7条関係）に定める負担又は補助の割合
水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第9条に規定される事業	水源地域対策特別措置法別表（第9条関係）及び附則第3項、第5項、第6項、並びに水源地域対策特別措置法施行令（昭和49年政令第27号）第6条及び附則第2項に定める負担又は補助の割合
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和45年法律第7号）第3条に	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表（第3条関係）、並びに成田国際空港周辺整備のための国の財

規定される事業	政上の特別措置に関する法律施行令（昭和45年政令第28号）第3条及び第4条に定める負担又は補助の割合
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）第5条に規定される事業	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和55年政令第156号）第5条に定める負担又は補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第6条第2項及び第3項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第6条第2項及び第3項に定める負担又は補助の割合
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定される事業	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に定める負担又は補助の割合
道路法施行令第34条の2の3第1項第1号及び第2項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第1項及び第2項に定める補助の割合
道路法施行令第34条の2の3第3項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第3項に定める補助の割合
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）別表（第38条関係）に定める負担又は補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第4項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第4項に定める負担の割合
離島振興法（昭和28年法律第72号）第7条に規定される事業	離島振興法別表（第7条関係）に定める負担又は補助の割合
奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第6条に規定される事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和29年政令第239号）別表（第1条関係）に定める負担又は補助の割合
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第22条第2項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第22条第2項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第121条に規定される事業	土地区画整理法第121条に定める負担の割合

改築又は修繕に関する事業に係る A_i は当該年度の事業費とし、 α_i は表 5-2 に定める率とする。なお、道路局所管補助事業採択基準等（平成13年3月30日付け国道総第589号）、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事

業実施要領（平成21年11月11日付け国都市第25-2号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成21年11月11日付け国都市第25-2号）、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業に係る α_i は、表5-1の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率とすることができる。

表5-2

	地方公共団体	引上率 δ			
		1.00	1.01~1.09	1.10~1.18	1.19~
一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間外国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕		9.0/10（※1） 8.0/10（※2）	
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間外国道の改築 指定区間外国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕		8.0/10（※3） 7.0/10	
三	北海道の区域内の地方公共団体（防雪又は凍雪害の防止に関する事業を実施する地方公共団体を除く。）		6.0/10	6.5/10	7.0/10
四	離島の地域内の地方公共団体（一から三までに掲げるものを除く。）	6.0/10	6.5/10	7.0/10	7.5/10 （※3,4）
五	その他の地方公共団体	5.5/10	6.0/10	6.5/10	7.0/10

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

※4 指定区間外国道の修繕に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10とする。

注1）防雪又は凍雪害の防止に関する事業（上記一、二、四に掲げるものを除く。）については、道府県が行うものにあつては $6.0/10 \times \delta$ 、市町村が行うものにあつては6.0/10とする。

注2） δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって

計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

6 下水道事業

公共下水道、都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年建設省告示第1705号）第6項第4号から第8号までに係るものを除く。）をいう。

1. 交付対象事業の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、都市下水路事業、特定環境保全公共下水道事業は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業をいう。

①公共下水道事業

公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (a) ③に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。
- (b) 新たに下水道法第2条第3号イの公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

②都市下水路事業

都市下水路事業で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

- (a) 集水面積50ha以上のもの。
- (b) 浸水指数5,000以上の区域を排水するもの。
(浸水指数＝浸水戸数×浸水回数×浸水時間)
- (c) 全体事業費3億円以上であること。

③特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね1,000人以上10,000人以下で

あること。ただし、水質保全上等特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。

- (イ) 自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第2条に該当する地区で行われるものであること。(自然保護下水道)
- (ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。(農山漁村下水道)
 - (a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として1ha 当たり 40人以上であること。
 - (b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

2. 交付対象事業の内容

①公共下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第24条の2を準用し、次の補完施設を含むものとする。

- (a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設
- (d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

②都市下水路事業

交付対象事業は次に掲げる範囲のものとする。

- (a) 内法（開水路の場合は上幅）1m以上（新世代下水道支援事業リサイクル推進事業のうち積雪対策に資する事業として実施されるものについては、内法（開水路の場合には上幅）が0.6m以上）の排水渠又は内径0.7m以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施されるものについては内径又は内法（開水路の場合には上幅）が0.5m以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスを含む。
- (b) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。

③特定環境保全公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

3. 通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額の算定に当たっては、以下のとおりとする。

Ai. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の事業費

本事業として実施する2. に掲げる交付対象事業の事業費。

αi. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)を

準用する。

7 都市公園事業

1-1. 目的

都市公園事業は、居住制限者の生活の拠点形成を形成する事業として都市公園の整備を行うことにより、居住制限者の生活の安定を図ることを目的とする。

1-2. 交付対象事業の要件

「都市公園事業」とは、以下に掲げる①及び②の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。

①面積要件

0.05ha 以上 4ha 以下とする。

②都市公園等整備水準要件

市区町村事業においては、以下の i) 又は ii) の要件を満たすこと。ただし、居住制限者が入居する公営住宅の徒歩圏域内に以下の i) のイ) からハ) までの公園・緑地が確保されていない場合は、これを適用しない。

i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が 10 m²未満

イ) 都市公園

ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地

ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地

ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満

1-3. 交付対象事業

本事業の交付の対象となる事業は、(1)及び(2)に掲げるとおりとする。

(1) 施設整備

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、特殊公園については、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。

(2) 用地取得

都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、街区公園の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.25ha 以上の街区公園について 0.25ha まで、都市緑地の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.10ha 以上の都市緑地を対象とする。

1-4. 交付対象

福島県等（歴史まちづくり法第 5 条第 8 項に位置づけられた都市公園においては、都市公園法第 5 条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終

了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの)を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第 25 条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第 5 条第 3 項第 2 号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。)

2. 都市公園事業に係る基礎額

① 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第 31 条各号に定める公園施設の整備に要する費用を A_i とし、 α_i を 2 分の 1 とする。

また、歴史的風致維持向上支援法人が設置管理若しくは管理する施設を整備し、特定地方公共団体が当該法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合にあっては、以下のとおりとする。

$$\alpha_i = C_i / 2A_i$$

(ただし、 α_i が 3 分の 1 を超える場合は、 α_i を 3 分の 1 とする。)

A_i : 歴史的風致維持向上支援法人が当該施設の整備に要する全体費用

C_i : 当該特定地方公共団体が補助に要する費用

② 用地取得に要する費用

都市公園の用地の取得に要する費用を A_i とし、 α_i を 3 分の 1 とする。

③ 民間事業者等において負担を生じる場合にあっては、 α_i を当該負担に係る額 (A_i に 3 分の 1 を乗じた額以下の場合にあっては、当該額。) とする。

8 避難者支援事業等

1. 交付対象事業

実施要綱第 2 の 2 (1) に定めるところによる。

2. 避難者支援事業等に係る基礎額

基礎額の算定にあたっては、 B_j を当該年度の当該避難者支援事業等の事業費 (事務費を除く。) とし、 β_j を 10 分の 8 とする。

なお、間接補助 (福島県等が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助することをいう。) の場合においては、当該福島県等が負担し、又は補助する費用 (事務費を除く。) の額の範囲内に限り、事業費として計上することができる。